

平成 28 年 9 月 23 日

新東海製紙株式会社の

産業競争力強化法に基づく事業再編計画を認定しました

経済産業省は、本日、産業競争力強化法第 24 条第 1 項の規定に基づき新東海製紙株式会社(法人番号:1080001020864)から提出された「事業再編計画」を認定しました。

当該計画は、特種東海製紙株式会社の島田工場を新東海製紙株式会社へ吸収分割するとともに、日本製紙株式会社が新東海製紙株式会社に対して出資を行うものである。これにより、島田工場にて営む事業の生産効率の向上やコスト削減、品質競争力の向上を目指します。

1. 事業再編計画の認定

新東海製紙株式会社から提出された「事業再編計画」について、産業競争力強化法第 24 条第 1 項の規定に基づき審査した結果、同法第 2 条第 11 項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、「事業再編計画」の認定を行いました。

今回の認定により、新東海製紙株式会社は、増資に係る登録免許税の軽減措置及び会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記に係る登録免許税の軽減措置を受けることが可能となります。

2. 事業再編計画の実施時期

開始時期 平成 28 年 10 月 ～ 終了時期 平成 31 年 3 月

3. 申請者の概要

名 称 : 新東海製紙株式会社
資 本 金 : 10 百万円
代 表 者 : 代表取締役社長 渡邊 克宏
本社所在地 : 静岡県島田市向島町 4379 番地

(参考) 法律・関連した支援制度の詳細は下記特設 URL をご覧ください。

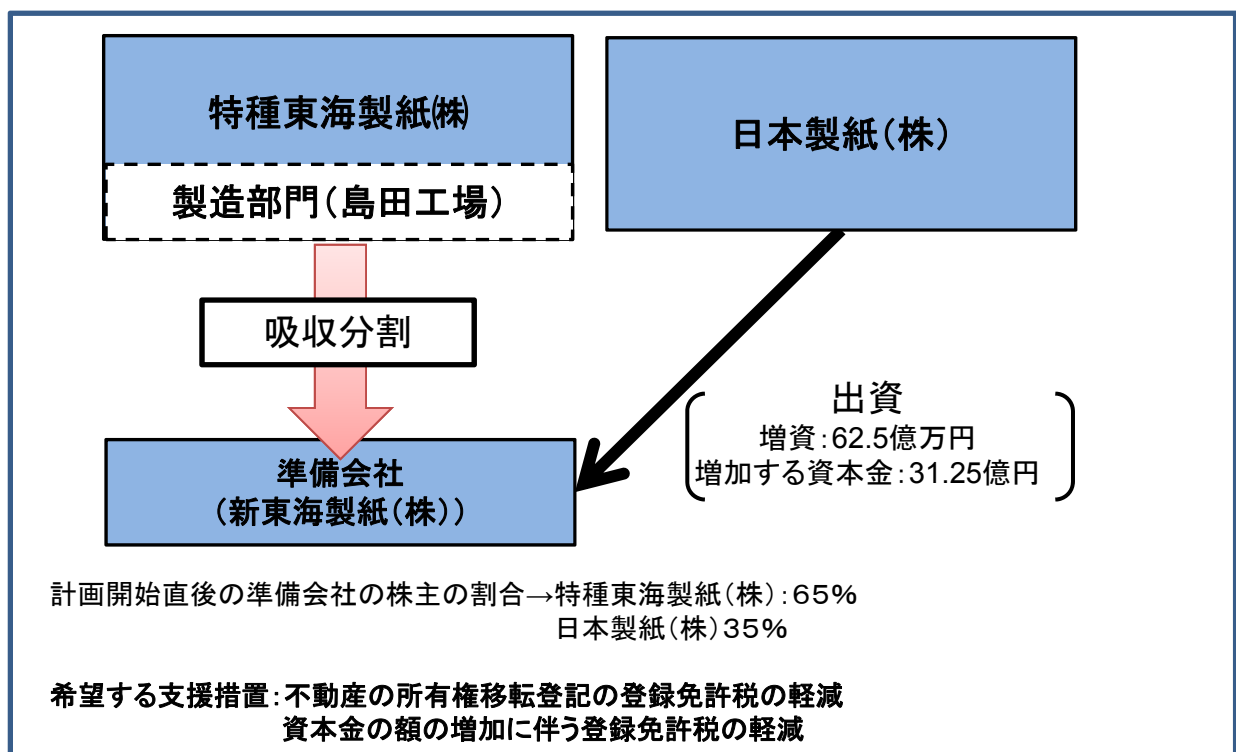
http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/index.html

(本発表資料のお問い合わせ先)
製造産業局素材産業課長 茂木
担当者: 矢野、江澤
電 話: 03-3501-1511(内線 3731~40)
03-3501-1737(直通)
03-3580-6348(FAX)

新東海製紙株式会社の「事業再編計画」のポイント

当該計画において、10月1日に特種東海製紙株式会社の島田工場を新東海製紙株式会社へ吸収分割するとともに、日本製紙株式会社が新東海製紙株式会社に対して出資を行う。

これにより、島田工場にて営む事業の生産効率の向上やコスト削減、品質競争力の向上を目指す。



【生産性の向上】

- ・修正ROAを平成30年度までに2.4%ポイント以上向上させる。

【財務の健全性】

- ・有利子負債／キャッシュフロー 2.2倍
- ・経常収支比率 113.6%

【製造原価の低減】

- ・商品1単位当たりの製造原価を平成30年度には平成27年度実績比5.2%以上低減する。

【計画の実施期間】

- ・平成28年10月～平成31年3月

様式第十八（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成28年9月23日

2. 認定事業者名

新東海製紙株式会社

3. 事業再編の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

紙パルプ業界を取り巻く事業環境は、少子化に伴う人口減による国内紙需要の低迷、古紙価格の高止まり・円安による原燃料価格上昇など、厳しい事業環境が続いており、今後もコスト・品質競争がますます厳しくなると認識している。

しかしながら、特種東海製紙株式会社（以下、「特種東海製紙」という。）は、旧東海パルプ株式会社（平成22年4月1日、特種東海ホールディングス株式会社（現特種東海製紙）を存続会社とした吸収合併により消滅）時代から、段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙（以下、「両品種」という。）の生産工場は一工場（島田工場）のみであり、効率化などのコストダウン活動に限界があった。そこで、両品種の製造・販売を重要な事業分野と位置づける日本製紙株式会社（以下、「日本製紙」という。特種東海製紙と日本製紙の2社を「両社」という。）と提携し、日本製紙の有する生産ノウハウの島田工場への利活用及び営業機能の統合が両社の競争力強化に有効であると判断した。

平成28年4月25日、両社は、島田工場を当社へ吸収分割すると同時に当社が日本製紙の出資を受けることなどを定めた統合契約を締結した。さらに当社は、日本製紙から生産ノウハウや生産設備に精通した従業員の出向を受け入れることとした。これらにより、日本製紙の複数工場において長年培ってきた生産ノウハウの利活用が可能となり、特種東海製紙単独で達成可能な水準以上の生産効率の向上やコスト削減、品質競争力の向上を目指すこととした。

(2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、平成30年度には平成27年度に比べて、修正ROAを2.4ポイント以上向上させることを目標とする。

財務内容の健全性の向上としては、平成30年度において当社の有利子負債はキャッシュフローの2.2倍、経常収支比率は113.6%となる予定である。

4. 事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

特種東海製紙島田工場にて営む事業（以下、「本事業」という。）

〈選定理由〉

特種東海製紙島田工場は、両品種を主に生産する工場である。両品種は生産開始

より60年超の歴史を有する特種東海製紙の主要生産品種であり、平成27年度の両品種合計の売上実績は34,763百万円（全体の57%）、販売数量実績は600千t（全体の84%）であった。平成27年度の業界における特種東海製紙のシェアは段ボール原紙6%、重袋用・一般両更クラフト紙15%であった。

また、日本製紙連合会における平成28年度の内需試算では、包装用紙（重袋用・一般両更クラフト紙を含む品種区分）は▲2.2%と減少が見込まれているが、段ボール原紙は+0.7%と需要が安定した数少ない品種である。

以上のように、需要の安定性に加えて、特種東海製紙の業界におけるポジション、特種東海製紙の全事業に占める売上比率や生産比率などから、両品種を主に生産する本事業を重要かつ強化すべき事業分野と位置付けた。

②実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

特種東海製紙の島田工場を会社分割により当社へ承継し、日本製紙から生産ノウハウや生産設備に精通した従業員の出向を受け入れる。さらに、日本製紙からの出資金を設備投資へ充当することにより、島田工場の生産効率の向上やコスト削減、品質競争力の向上を図る。

なお、当該事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給構造にはなく、さらに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害する恐れがあるものでもない。

（事業の構造の変更）

(a)特種東海製紙島田工場の分社化（分社型吸収分割）

〈分割会社〉

名 称：特種東海製紙株式会社
住 所：静岡県島田市向島町4379番地
代表者の氏名：代表取締役社長 松田 裕司
資 本 金：11,485,200,000円

〈承継会社〉

名 称：新東海製紙株式会社
住 所：静岡県島田市向島町4379番地
代表者の氏名：取締役社長 渡邊 克宏
分割前の資本金：10,000,000円
分割後の資本金：10,000,000円

発行する株式を引き受ける者：特種東海製紙株式会社

分 割 予 定 日：平成28年10月1日

(b)出資の受入れ

当社は、日本製紙株式会社を引受先とする株式割当増資を実施する。

増 資 額：6,250,000,000円

増資前の資本金：10,000,000円

増資後の資本金：3,135,000,000円

増 資 の 方 法：株式割当増資

増 資 予 定 日：平成28年10月1日

（事業の分野又は方式の変更）

日本製紙より出向を受け入れる従業員が有する知識・経験を生かし、当社（現特種東海製紙島田工場）へ新たにバイオマスボイラなど導入すべき設備の検討

を行う。さらに、日本製紙と当社の知識・経験を結集することにより、設備保全やメンテナンスなど維持管理能力の向上などを図る。

以上のように、ハード（設備導入）面とソフト（維持管理能力など）面の施策を実施することで平成30年度には商品等1単位当たりの製造原価を平成27年度実績比5.2%以上削減することを目標とする。

- (2) 事業再編を行う場所の住所
静岡県島田市向島町4379番地
特種東海製紙株式会社

静岡県島田市向島町4379番地
新東海製紙株式会社

- (3) 関係事業者・外国関係法人に関する事項
該当無し

- (4) 事業再編を実施するための措置の内容
別表のとおり

5. 事業再編の実施時期

開始時期：平成28年10月

終了時期：平成31年 3月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

- (1) 事業再編の開始時期の従業員数
新東海製紙株 341名（日本製紙（株）からの出向者1名含む）
- (2) 事業再編の終了時期の従業員数
特種東海製紙株 496名
新東海製紙株 330名（日本製紙（株）からの出向者1名含む）
- (3) 事業再編に充てる予定の従業員数
特種東海製紙株 0名
新東海製紙株 330名（日本製紙（株）からの出向者1名含む）
- (4) (3)中、新規に採用される従業員数
特種東海製紙株 6名（特種東海製紙株で採用後し、新東海製紙株へ出向）
新東海製紙株 26名
- (5) 事業再編に伴い出向または解雇される従業員数
出向予定人員数 330名（日本製紙（株）からの出向者1名含む）
転籍予定人員数 0名
解雇予定人員数 0名

7. 事業再編に係る競争に関する事項

事業再編により、新東海製紙が日本製紙からの出資を受け入れたとしても、競合す

る事業分野において、適正な競争は確保される。

なお、本事業再編計画は公正取引委員会へ協議を行っており、本事業再編計画に含まれる事業統合計画は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上の問題が無い旨の回答を得ている。

別表

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第11項 第1号の要件		
ロ 会社の分割	①分割会社 名称：特種東海製紙株 住所：静岡県島田市向島町4379番地 代表者氏名：代表取締役社長 松田裕司 資本金：11,485,200,000円 ②承継会社 名称：新東海製紙株 住所：静岡県島田市向島町4379番地 代表者氏名：取締役社長 渡邊克宏 分割前の資本金：10,000,000円 分割後の資本金：10,000,000円 ③発行する株式を引き受ける者：特種東海製紙株 ④分割予定日：平成28年10月1日	租税特別措置法第80条第1項第6号（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）
ヘ 出資の受入れ	新東海製紙株の出資の受入れ ①増加前資本金：10,000,000円 ②増加する資本金：3,125,000,000円 （資本準備金：3,125,000,000円） ③増資の方法：株式割当増資 ④増資予定日：平成28年10月1日	租税特別措置法第80条第1項第1号（認定事業再編等に基づき行う登記の税率の軽減）
法第2条第11項 第2号の要件		
ロ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上による商品の生産の効率化	日本製紙より出向を受け入れる従業員が有する知識・経験を活かした効果の高い設備投資の実施や従業員の能力向上を図ることにより、平成30年度には商品等1単位当たりの製造原価を平成27年度実績比5.2%以上削減することを目標とする。	